

賃金のデジタル払いを導入する にあたって必要な手続き

雇用主向け

1 賃金のデジタル払いの導入にあたって

- このリーフレットでは、賃金のデジタル払いを導入するにあたって、雇用主の皆さまに対応いただく必要がある主な内容をまとめています。
- 雇用主の皆さまが各事業場において賃金のデジタル払いを導入するにあたり、必要な手続きは次のとおりです。
 - ①厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)の確認
 - ②導入する指定資金移動業者のサービスの検討
 - ③労使協定の締結等
 - ④労働者への説明
 - ⑤労働者の個別の同意取得
 - ⑥賃金支払いの事務処理の確認・実施

手続きの流れ

1 厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の確認

- 厚生労働省ウェブサイトに掲載されている指定資金移動業者一覧で、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者とそのサービスの名称等をご確認ください。

2 導入する指定資金移動業者のサービスの検討

- どの指定資金移動業者のサービスを導入するのか、労働者のニーズを踏まえながら、ご検討ください。なお、複数の指定資金移動業者を選択することも可能です。

指定資金移動業者を選択する際のポイント

- ・口座残高上限の設定金額※
- ・1日当たりの払い出し上限の設定金額※
- ※これらの上限の設定金額については、雇用主と指定資金移動業者との個別の調整によって上限を引き上げることはできません。
- ・労働者や雇用主の手数料負担の有無と金額
- ・指定資金移動業者との契約締結の要否

ご検討の際には、必要に応じて各指定資金移動業者のウェブサイト等をご確認ください。

3 労使協定の締結等

- 賃金のデジタル払いを導入するにあたり、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と、労使協定を締結してください。
- 労使協定には、以下の事項を記載してください。なお、厚生労働省ウェブサイトにも労使協定例を掲載しています。
 - (1)対象となる労働者の範囲
 - (2)対象となる賃金の範囲とその金額
 - (3)取扱指定資金移動業者の範囲
 - (4)実施開始時期
- このほかに、就業規則、給与規程等の改定が必要かどうかについてもご確認ください。

4 労働者への説明

- 労使協定を締結した上で、賃金のデジタル払いを希望する労働者に対して、賃金のデジタル払いに関する必要事項を説明してください。



説明にあたり、次ページ「⑤労働者の個別の同意取得」に示す同意書の様式例もご活用ください。

労働者への説明は、雇用主から指定資金移動業者に委託できます。



⚠ 委託した指定資金移動業者が労働者への説明を怠った場合には、労働者への説明が行われたとは認められず、雇用主は労働基準法令に違反することになります。

⚠ 指定資金移動業者以外への説明の委託はできません。

- 説明の際には、賃金の支払い方法に関する他の選択肢(預貯金口座への振り込みまたは証券総合口座への払い込み)もあわせて提示してください。

⚠ 選択肢の提示が形式的なものにとどまり、実質的に指定資金移動業者口座への賃金の支払いを強制するようなことがないようにしてください。

⚠ 取扱金融機関、取扱証券会社と取扱指定資金移動業者について、1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮してください。

5 労働者の個別の同意取得

●労働者から個別の同意を得てください。

⚠「④労働者への説明」を指定資金移動業者に委託した場合でも、労働者の同意については、雇用主自らが得てください。



同意は、書面でなく電磁的記録によることも可能です。



同意書の様式例は、厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。

●労働者から同意を得る際に、賃金のデジタル払いを行う口座に賃金を振り込むために必要な情報、受け取り希望額、指定代替口座※等の情報も取得してください。

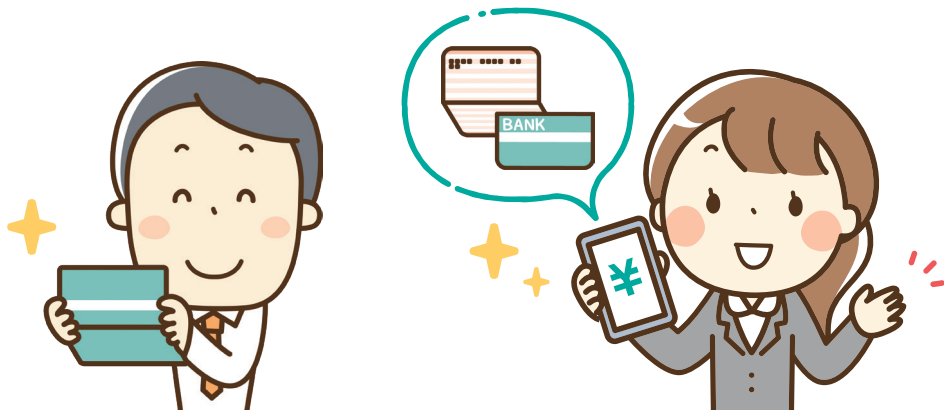
※賃金のデジタル払いを行う口座の受け入れ上限額を超えた際に、超えた分の賃金を労働者が受け取る場合、指定資金移動業者の破綻時に労働者が保証機関から口座残高の弁済を受ける場合等に利用が想定される預貯金口座



労働者から同意を得る際に雇用主が取得することが必要な情報について、その具体的な内容は指定資金移動業者ごとに異なる可能性があります。厚生労働省ウェブサイトに掲載している指定資金移動業者一覧を確認してください。

●労働者が希望しない場合に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。

労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象になり得ます。



6 賃金支払いの事務処理の確認・実施

- 賃金支払いの実務を行うための手続きは、指定資金移動業者によって異なりうるため、導入する指定資金移動業者のサービス内容をご確認ください。



確認すべき内容の例

支払い方法(雇用主の資金移動アカウントを作成し、そこから労働者のアカウントに支払うのか、現行の銀行振込と同様の手続き・手順を踏むのか。)

- 所定の賃金支払日に賃金を支払っていくために雇用主において行う必要がある事務処理についても、あわせて、導入する指定資金移動業者のサービス内容をご確認ください。



確認すべき内容の例

所定の賃金支払日に向けた雇用主の事務処理の期限

2 その他ご留意いただきたい事項

- 指定資金移動業者の指定が取り消された場合、または、指定資金移動業者が指定を辞退した場合について

この場合、賃金のデジタル払いを行っていた雇用主は、対象の労働者に速やかに確認の上、労働者が指定する別の方法によって、それ以降の賃金の支払いを行ってください。
また、雇用主が既に労働者への賃金支払いの事務処理を行っていた場合については、当該資金移動業者に確認してください。

- 厚生労働省ウェブサイトもあわせてご確認ください。



厚生労働省
ウェブサイト